

1 委員会審議経過

【 内閣委員会 】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち本院先議1件）、本院議員提出1件の合計3件であり、内閣提出2件を可決した。

また、本委員会付託の請願8種類208件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

道路関係四公団民営化推進委員会設置法案は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項について調査審議し、その結果に基づき内閣総理大臣に意見を述べることとする等のため、内閣府に道路関係四公団民営化推進委員会を設置しようとするものである。

委員会においては、小泉内閣総理大臣の出席を求めるとともに、参考人からの意見聴取を行ったほか、特殊法人等改革の意義と天下り問題の解決策、道路関係四公団民営化推進委員会委員の人選の在り方、高速道路建設における採算性の確保、今後の高速道路ネットワークの整備の在り方、本州四国連絡橋公団の債務の償還問題等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案は、平成11年に政府の障害者施策推進本部において決定された「障害者に係る欠格条項の見直しについて」の方針を踏まえ、障害者の社会活動への参加の促進等を図るため、船員法等において定められている障害者に係る欠格事由の適正化等を図ろうとするものである。

委員会においては、障害に係る欠格条項の廃止についての考え方、障害者の雇用促進のための環境整備、欠格条項の見直しによる精神障害者の社会参加拡大の見通し、障害を持つ学生への教育機会の均等化支援等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、4項目からなる附帯決議が付された。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案は、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実を踏まえ、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となっていることにかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図ろうとするものである。

委員会においては、発議者参議院議員岡崎トミ子君から趣旨説明を聴取した後、戦時性的強制被害者の範囲、アジア女性基金の償い金事業に対する評価、法案が成立した場合のアジア女性基金の償い金受給者に対する金銭支給の有無、慰安婦問題を含む戦後処理問題を総合的に取り扱う行政組織の必要性、謝罪・賠償訴訟を提起した元慰安婦の訴えについての外務副大臣の所見、慰安婦問題の解決を求める声に対する政府の考え、戦後処理問題

の根本的解決に向けた取組の必要性、戦時性的強制被害者の認定基準及び認定に当たっての人権への配慮、戦時性的強制被害者問題の本質、慰安婦問題の政治的解決に向けた政府の決意、関釜裁判一審判決（下関判決）に対する評価、戦時性的強制被害者の名誉回復措置の具体的内容、元慰安婦の生存者数、元慰安婦に対する個人補償を求める国際社会の要請を拒む理由等について質疑が行われた後、継続審査要求書を提出することを決定した。

〔国政調査等〕

3月14日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成14年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について福田内閣官房長官から、警察行政の基本方針及び平成14年度警察庁関係予算について村井国家公安委員会委員長からそれぞれ所信及び説明を聴いた。また、科学技術政策の基本方針について尾身科学技術政策担当大臣から、経済財政政策及び情報通信技術政策の基本方針について竹中経済財政政策担当大臣から、規制改革及び行政改革の基本方針について石原規制改革担当大臣からそれぞれ所信を聴いた。

3月19日、第2次科学技術計画推進、産学官連携の必要性、内閣府設置の意義、政と官の在り方、従軍慰安婦問題、北朝鮮による日本人拉致事件、食品の安全確保策、沖縄戦関係資料閲覧室開設等の諸問題について質疑が行われた。

3月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度予算中の皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄振興局を除く）、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁）の予算について審査を行い、総合デフレ対策の意義・評価及び今後の不良債権処理、神戸商船大学院生暴行死事件における警察の初動捜査、警察官不祥事多発の原因、財団法人全日本交通安全協会の経理問題、昨年秋の新宿歌舞伎町雑居ビル火災を踏まえた対策、ワールドカップサッカー大会におけるフーリガン対策、従軍慰安婦問題についての新たな調査、障害者差別禁止法の制定、消費者のための特命担当大臣設置、北朝鮮による日本人拉致事件、東シナ海で沈没した不審船の引揚げ、会計検査を踏まえた内閣官房報償費執行体制の是正、情報収集衛星システム関係の経費及びその目的、ODA予算についての会計検査院の検査体制、児童ポルノ根絶への取組状況等の諸問題について質疑が行われた。

3月26日、経済財政諮問会議設置の意義、特殊法人改革に対する疑義、NPO（特定非営利活動法人）に対する税の優遇措置の必要性、公務員制度改革の在り方、テロ資金供与防止条約締結後における朝銀への対応、警察官増員の必要性、チャイルドシート購入者の負担軽減措置問題、川越警察署警察官の不祥事問題、児童買春・児童ポルノの実態とその対策、北朝鮮による日本人拉致事件に対する政府の姿勢、ワールドカップサッカー大会におけるフーリガン対策等の諸問題について質疑が行われた。

4月25日、ワールドカップサッカー大会開催に向けての警備体制、防犯対策、交通安全対策、NPO税制、ITER（国際熱核融合実験炉）等の諸問題について質疑が行われた。

7月16日、科学技術振興、男女共同参画社会の形成、従軍慰安婦問題、靖国神社合祀問題、経済財政諮問会議の在り方、新障害者基本計画、監察医制度、日本経済の現状、鳥獣被害対策等の諸問題について質疑が行われた。

また、2月26日、皇室制度等及び内閣委員会に付託が見込まれる「道路関係四公団民営化推進委員会設置法案」に関する実情調査のため、皇居、東京湾アクアラインの視察、7月11日、内閣の重要政策に関する実情調査のため、総理大臣官邸危機管理センター、国立公文書館、迎賓館の視察が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年2月26日（火）（第1回）

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年3月14日（木）（第2回）

- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成14年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について福田国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政の基本方針に関する件及び平成14年度警察庁関係予算に関する件について村井国家公安委員会委員長から所信及び説明を聴いた。
- 科学技術政策の基本方針に関する件について尾身科学技術政策担当大臣から所信を聴いた。
- 経済財政政策及び情報通信技術政策の基本方針に関する件について竹中国務大臣から所信を聴いた。
- 規制改革及び行政改革の基本方針に関する件について石原国務大臣から所信を聴いた。

○平成14年3月19日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び科学技術政策の基本方針に関する件について尾身科学技術政策担当大臣、福田国務大臣、嘉数内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年3月20日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国会所管）について谷衆議院事務総長、川村参議院事務総長、戸張国立国会図書館長、天野裁判官弾劾裁判所事務局長及び片岡裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
（会計検査院所管）について金子会計検査院長から説明を聴いた後、
（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄振興局を除く）、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁））について竹中経済財政政策担当大臣、村井国家公安委員会委員長、福田国務大臣、安倍内閣官房副長官、金子会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年3月26日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 警察行政の基本方針に関する件、経済財政政策及び情報通信技術政策の基本方針に関する件及び規制改革及び行政改革の基本方針に関する件について竹中国務大臣、石原国務大臣、村井国家公安委員会委員長、上野内閣官房副長官、安倍内閣官房副長官、

村田内閣府副大臣、植竹外務副大臣、奥山内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年4月2日（火）（第6回）

- 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第55号）について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月4日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第55号）について福田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年4月9日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第55号）について福田内閣官房長官、松下内閣府副大臣、佐藤国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第55号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年4月25日（木）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ワールドカップサッカー大会開催に向けての警備体制に関する件、防犯対策に関する件、交通安全対策に関する件、NPO（特定非営利活動法人）税制に関する件、ITER（国際熱核融合実験炉）に関する件等について村井国家公安委員会委員長、竹中国務大臣、尾身科学技術政策担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年5月7日（火）（第10回）

- 道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（閣法第16号）（衆議院送付）について石原国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年5月21日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（閣法第16号）（衆議院送付）について石原国務大臣、佐藤国土交通副大臣、熊代内閣府副大臣、吉田財務大臣政務官、政府参考人、参考人首都高速道路公団理事長瀬田悌三郎君、日本道路公団総裁藤井治芳君、本州四国連絡橋公団総裁藤川寛之君及び阪神高速道路公団理事長佐藤信彦君に対し質疑を行った。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年5月23日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（閣法第16号）（衆議院送付）について石原国務大臣、熊代内閣府副大臣、佐藤国土交通副大臣、政府参考人、参考人首都高速道路公団理事長瀬田悌三郎君及び日本道路公団総裁藤井治芳君に対し質疑を行った。

○平成14年6月4日（火）（第13回）

- 道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（閣法第16号）（衆議院送付）について参考人中央青山監査法人理事高木勇三君、法政大学法学部教授五十嵐敬喜君及びジャーナリスト・前特殊法人労連事務局長堤和馬君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（閣法第16号）（衆議院送付）について石原国務大臣、熊代内閣府副大臣、菅国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人日本道路公団総裁藤井治芳君に対し質疑を行った。

○平成14年6月6日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（閣法第16号）（衆議院送付）について小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第16号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、社民、無

○平成14年7月16日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 科学技術振興に関する件、男女共同参画社会の形成に関する件、従軍慰安婦問題に関する件、靖国神社合祀問題に関する件、経済財政諮問会議の在り方に関する件、新障害者基本計画に関する件、監察医制度に関する件、日本経済の現状に関する件、鳥獣被害対策に関する件等について尾身科学技術政策担当大臣、村井国家公安委員会委員長、福田国務大臣、竹中国務大臣、石原国務大臣、熊代内閣府副大臣、山下環境副大臣、岩永農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年7月18日（木）（第16回）

- 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（第153回国会参第4号）について発議者参議院議員岡崎トミ子君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年7月23日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（第153回国会参第4号）について発議者参議院議員円より子君、同吉川春子君、同田嶋陽子君、同岡崎トミ子君、同千葉景子君、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年7月31日（水）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第497号外207件を審査した。
- 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（第153回国会参第4号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣府に、道路関係四公団民営化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）第5条第1項の規定により定められた特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団（以下「日本道路公団等」という。）に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、平成14年12月31日までに、内閣総理大臣に意見を述べる。
- 3 委員会は、2の意見を受けて講ぜられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告するものとする。
- 4 委員会は、委員7人以内をもって組織する。委員は非常勤であり、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 5 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関及び日本道路公団等に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。また、日本道路公団等の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させること等ができる。
- 7 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
- 8 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成18年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その日より前に、2の意見を受けて講ぜられる施策に係る法律が施行されるに至ったときは、当該法律の施行に併せて廃止するものとする。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第55号）（先議）

【要旨】

本法律案は、障害者の社会活動への参加の促進等を図るため、船員法等において定められている障害者に係る欠格事由の適正化等を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 障害者を特定する欠格事由の改正

次の各号に掲げる法律につき当該各号に掲げる免許等の障害者に係る欠格事由を、心身の障害により業務等を適正に行うことができない者等として政令又は主務省令で定めるものとする。

(1) 船員法 船員

- (2) 獣医師法 獣医師免許
- (3) 通訳案内業法 通訳案内業の免許
- (4) 火薬類取締法 火薬類の取扱者
- (5) 家畜改良増殖法 家畜人工授精師免許
- (6) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 放射性同位元素等の使用の許可及び販売等の業の許可等
- (7) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律 地域伝統芸能等通訳案内業の認定

2 障害者に係る欠格事由の規定の厳密化

銃砲刀剣類所持等取締法に定める銃砲又は刀剣類の所持許可の障害者に係る欠格事由を、精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者とする。

3 伝染性の病気にかかっている者に係る欠格事由の削除

次の各号に掲げる法律につき当該各号に掲げる免許等の伝染性の疾病にかかっている者に係る欠格事由を削る。

- (1) 通訳案内業法 通訳案内業の免許
- (2) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律 地域伝統芸能等通訳案内業の認定

4 免許等を与えないこととする場合の意見聴取のための手続の新設

次の各号に掲げる法律につき当該各号に掲げる免許等を与えないこととする場合の意見聴取規定を設ける。

- (1) 通訳案内業法 通訳案内業の免許
- (2) 家畜改良増殖法 家畜人工授精師免許
- (3) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律 地域伝統芸能等通訳案内業の認定

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の改正に関する規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

- 1 本法の施行に伴う政省令等の策定に当たっては、障害者関係団体はもとより医療関係者など幅広い分野からの意見聴取等を図り、障害者欠格条項見直しの本来の趣旨を損なうことのないよう努めること。
- 2 本法の施行に伴う政省令等の改正に当たっては、障害者の社会への参加と統合が真に促進されるものとなるよう配慮すること。
- 3 本法の施行後における医療技術の向上、補助手段の開発、人的支援の拡充等、障害者を取り巻く環境の改善を適切に法令に反映させるため、欠格条項の在り方について5年を目途として検討を行い結論を得ること。

- 4 障害者対策に関する新長期計画の目標期間の終了後も、ノーマライゼーションの理念の普及を含め、障害者施策の一層の拡充に努めること。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※16	道路関係四公団民営化推進委員会設置法案	衆	14. 2. 15	14. 4. 26	14. 6. 6 可決	14. 6. 7 可決	14. 4. 4 内閣	14. 4. 19 可決	14. 4. 23 可決
			○14. 4. 26 参本会議趣旨説明 ○14. 4. 4 衆本会議趣旨説明						
55	障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案	参	3. 8	3. 29	4. 9 可決 附帯	4. 10 可決	4. 17 内閣	4. 26 可決 附帯	5. 7 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
153 回 4	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	円 より子君 外6名 (13. 11. 14)			13. 12. 5	継続審査				